

## 揺籃期 (1985～1991年) における SAARC 首脳会談の研究

### The Study of the Summit Meetings of the South Asia Association for Regional Cooperation (1985—1991)

水野光朗

MIZUNO Mitsuaki

#### 第一章 はじめに

本稿では、南アジア地域における地域的国際機構である SAARC (南アジア地域協力連合) を、その首脳会談に着目して、国際機構として考察する。この考察を通じて、SAARC が目的としていること、達成したこと、達成できていないことを、具体的に明らかにしたい。

後に述べるように、先行研究では、SAARC それ自体に関する研究は極めて少ない。多くは SAARC の研究と言いながら、その実、SAARC 加盟国間の国際関係 (例えば、インド・パキスタン関係やカシミール問題) の分析に集中している。そこで、本稿では、SAARC 加盟国間の諸問題は、国内問題であれ国際問題であれ、考察の対象とはしない。

そこでまず、SAARC に関する代表的な先行研究を検討する。

日本語による SAARC に関する先行研究としては、まず、伊藤融、「地域協力の鍵を握るインド—SAARC、環インド洋、BIMSTEC—」<sup>(1)</sup> をあげることができる。

この伊藤融論文は、SAARC を環インド洋地域協力連合 (IOR-ARC)、ベンガル湾多分野技術・経済協力イニシアティブ (BIMSTEC) と並ぶ南部アジア (伊藤融論文は、南アジアと東南アジア双方を含んだ地理的概念として南部アジアという表現を用いる) における地域的協力機構として位置づける。

そして、「南アジアを中心においた一帯は、国境横断的な組織化の後進地域であると言わざるをえない。この背景には、域内超大国インドの姿勢がある。南アジア地域協力は、バングラデシュなど小国の要請と主導により、ようやく1980年代になって姿を現した。しかしインドは、対立するパキスタンが含まれ、そもそも経済的利得の小さい南アジアの枠組みには消極的で、その活動は停滞してきた。」<sup>(2)</sup> と指摘する。そして、1) インドを除く南アジア六か国 (パキスタン、バングラデシュ、スリランカ、ネパール、モルジブ、ブータン) はすべてインドと国境を接しており、インドの領域を通過することなく域内を往来することはできないこと、2) インドは国土の面積という点で、南アジアの四分の三を占めること、3) インドは人口でも南アジア全体の四分の三を占めること、4) インドの国内総生産は、南アジア全体の8割を占めること、5) 軍事面では、パキスタンがインド同

様の「核保有国」であるといっても、通常兵力で見ればインドの半分にすぎず、南アジアにおけるインドの優位性は圧倒的であること、6) 政治・外交面では、インドには独立以来維持されてきた民主主義体制や第三世界のリーダーとしての歴史的地位があること、等のため、少なくとも南アジア地域においてはもちろんのこと、「南部アジア」全域においても、インドの中心性は明白であるとも述べられている<sup>(3)</sup>。そして、「南アジア地域において圧倒的地位を誇るインドは、そもそも地域協力を前向きではなかった。国際関係の力学でいえば、多国間主義よりも二国間主義を貫くほうが有利だからである」<sup>(4)</sup>とも指摘し、インドは、SAARCを含む地域的国際機構に前向きではないと主張する。

そして、「この状況を打破し、地域協力を始動させたのは、「超大国」インドでも、「挑戦国」パキスタンでもなく、他の五か国であった。」とし、「1970年代後半から、バングラデシュを中心に、その可能性が探られ始め、1980年5月には、「地域協力のための枠組み」案が、ジアウル・ラーマンバングラデシュ大統領から披瀝された。」<sup>(5)</sup>のであり、「南アジア地域協力は、力と対立の論理に安全を脅かされ、経済発展から取り残された域内小国が主導する形で始まったのである。」<sup>(6)</sup>。だからこそ、「SAARCの進める協力は、これまでの二国間協力に取って代わるものではなく、これらを補完するものであること、二国間・係争の争点は討議の対象外とすることが定められ」ており、「この意味で、SAARCは直接的には、穏やかな経済協力を過ぎないというとらえ方は誤りではない」けれども、「その基本的動機は、けっして経済利益追求にとどまるものではなかった。憲章前文冒頭には、「平和、安定、繁栄、進歩を促進することを念願して」SAARCを設立することが謳われており、機能主義的手法を通じて平和を実現しようとする意図が汲み取れよう」と伊藤融論文は結論付ける。

このように、SAARCは南アジアにおいて機能主義的手法を通じて平和を実現するために、域内の小国が主導して設立されたものであるが、域内で圧倒的優位に立つインドはさほど関心を示すことはなかったし、また、二国間問題（例えばカシミール問題）を直接的討議の対象外とし、経済協力を支柱とした、というのである。さらに、「SAARCは地域的国際機構としては、大きな制度上の限界を運営面でも、決定面でも抱えている。SAARCが二国間の紛争解決を直接の目的とするものでないことはすでに述べたとおりであるが、そもそも、国家間対立があまりにも先鋭化した場合には、SAARCプロセス自体が中止されたり、延期されることがありうる」<sup>(7)</sup>とも指摘する。すなわち、SAARCは南アジア域内の経済協力という点においてのみ成果を上げるといえるのである。

伊藤融論文は、SAARCを分析の対象とすると謳っているものの、SAARCそれ自体については充分考察がなされておらず、インドやパキスタンの対SAARC政策に重点が置かれている。この意味において、この論文は、SAARCの分析としては不十分であると言わざるを得ない。

海外におけるSAARCにかんする代表的な先行研究としては、アメラール・サイード<sup>(8)</sup>、イフティカールザマーン<sup>(9)</sup>、マヘンドラ・ラマ<sup>(10)</sup>の研究をあげることができる。アメラール・サイードの研究は、南アジア諸国と東南アジア諸国とくにASEAN加盟国との経済的結びつきが強固なものであると指摘し、南アジア諸国相互の経済的な結びつきを環インド洋経済圏の観点から考察している。イフティカールザマーンの研究は、SAARC加盟諸国間の国際関係を経済協力を重点を置きながら分析している。マヘンドラ・ラマの研究

は、南アジア諸国が SAARC の枠組みの中で経済協力を強化する可能性を肯定的に捉え、指摘している。すなわち、これらの研究は、南アジア域内の経済協力の可能性を、SAARC の枠組みにおいて肯定的に捉え、指摘しているものの、SAARC それ自体の分析を充分に行っているとは言い難いのである。

かくして、国内・国外を問わず、SAARC に関する先行研究は、南アジア地域内の経済協力を肯定的に捉えてはいるものの、SAARC それ自体についての分析は十分行われていない。そこで、本稿では、こうした先行研究で分析が充分に行われていない SAARC それ自体の分析を行うこととする。その際、SAARC の活動の基本方針を決定する首脳会談に着目し、SAARC が何に取り組み、何を成し遂げ、何を成し遂げられなかったのかを、通時的かつ具体的に明らかにしたい。

しかしながら、SAARC には1985年の発足から今年（2014年）まで29年の歴史があり、本論文ではその首脳会談全てについて細かく分析するため、一つの論文にまとめることは困難である。そこで、SAARC の活動を次の三つに区分し、実証的に考察することとする。

まず第一期は、1985年から1991年までである。第二期は、1992年から1998年である。第三期は、1999年から今日に至るまでの期間である。第一期は、SAARC の揺籃期ともいえる時期にあたり、発足（1985年）から1991年のソ連邦の解体までの時期である。ソ連邦の解体が南アジアに与えた影響は極めて大きく、たとえば、インドは1947年のインド・パキスタン分離独立以降、社会主義型社会の建設をめざし、五か年計画に基づく経済政策を採っていたし、パキスタンもインドほどではなかったが、社会主義の影響を受けていた。パキスタン運動を担った全インド・ムスリム連盟は、インド共産党の思想的影響を直接受けてはいなかったものの、建国後の社会経済政策は、ソ連の計画経済の影響を受けていた。他の南アジア諸国も、社会経済政策の策定に際しては計画経済を基本としており、程度の差こそあれ、ソ連の計画経済の影響を受けていた。1989年の冷戦終結よりも、1991年のソ連邦の解体の方が、南アジアにとって大きな意味を持ったと考えられる。

第二期と第三期は、ソ連邦解体後の南アジアが地域としての独自性を発揮する時期である。1998年はインドが二度目、パキスタンが一度目の地下核実験を実施し、核兵器を保有したことを宣言した年である。第一期を含むそれまで、SAARC は一貫して全世界、とりわけアメリカとソ連に核軍縮と核兵器廃絶を強く求めてきたが、SAARC 加盟国のうち二カ国までもが核兵器の保有を宣言したことによって、核軍縮に関する取り組みが改めて問い直されるようになった。この意味において、SAARC の活動を、1998年を契機に、第二期、第三期と二つに時期区分することは意味があると考えられる。

本稿では、これらのうち、第一期に焦点を当てて、SAARC を考察することとする。

そこでまず、SAARC はどのような国際機構であるのかを、SAARC が設立される際に制定された SAARC 憲章を手掛かりに明らかにする。

## 第二章 SAARC とは何か

本章では、まず SAARC が設立されるに至った経緯を概観し、設立の根拠規定である SAARC 憲章を子細に検討することによって、SAARC とはどのような国際機構であるのか

を明らかにしたい。

SAARC が設立されるにいたる経緯については、前掲のマヘンドラ・ラマ論文<sup>(11)</sup>と、サングータ・タブリヤール論文<sup>(12)</sup>が要諦を押さえつつ明らかにしている。これらの論文によれば、SAARC 設立の端緒となったのは、1980年5月に、ジアウル・ラーマンバングラデシュ大統領が、南アジア地域協力のための枠組みを提唱したことである。この構想をインドは、他の「南アジア」諸国がインドを「徒党を組んで」封じ込める場<sup>(13)</sup>であると理解し、パキスタンは「インドの地域覇権的地位をいっそう強化せんとする策略ではないか」<sup>(14)</sup>ととらえた。インドとパキスタンは、この構想に警戒心を隠さなかったのである。そこで、バングラデシュは、インドとパキスタンの警戒感を軽減するべく、安全保障を正面に据えることをせず、他の分野を地域協力の柱にすえたのであった。こうして、1981年4月に、南アジア諸国（インド、パキスタン、スリランカ、バングラデシュ、ネパール、ブータン、モルジブ）外務次官会議がコロンボで開催された際、農業、農村開発、通信、気象、公衆衛生の五分野で検討グループ（Study Group）が設置された。同年11月には、カトマンズで南アジア諸国（内訳は同年4月の外務次官会議と同一）外相会談が行われ、運輸、郵便、科学技術の三分野でも検討グループが設置された。同時に、検討グループはワーキング・グループ（Working Group）と改称された。ワーキング・グループを中心に、事務レベルでこれら八分野における地域協力のあり方が議論され、1983年8月に南アジア諸国七カ国外相会議がニューデリーで行われ、南アジア地域協力宣言（the Declaration on South Asian Regional Cooperation）および行動統合計画（the Integrated Programme of Action ; IPA）が採択された。

そして、1985年12月7～8日に、ダッカで南アジア諸国七カ国首脳会議が行われ、SAARC 憲章を採択、SAARC が成立したのである。

SAARC 憲章には、SAARC の目的や活動分野などが詳しく規定されており、以下、細かく見ていく。

憲章は、前文と全部で10条から構成されている。

まず、前文では、SAARC 加盟七カ国は、国連憲章と非同盟の原則、特に主権平等、領域の一体性、民族独立（national independence）<sup>(15)</sup>、武力不行使、内政不干渉の諸原則を尊重し、地域における平和、安定、進歩（progress）の促進を希求し、相互依存を深める世界において、平和、自由、社会正義、および経済的繁栄は、南アジアにおいて、歴史と文化の絆によって結ばれた加盟諸国間の相互理解、良好な関係、意義のある協力（meaningful cooperation）を強化することによって成し遂げられることを意識し、南アジアの諸国民が共有する諸課題、利益、願望を自覚し、南アジア諸国の地域協力が、相互に有益かつ望ましく、地域の人々の福祉と生活の質を向上させるうえで、不可欠であることを確信し、

さらに、南アジア諸国間の経済、社会、技術協力が、国民の自立（self-reliance）に有益であることも確信し、

地域諸国間の更なる協力、接触、交流が人々の友好と理解に資することを認め、

1983年8月2日にニューデリーで南アジア諸国の外相が署名した宣言を想起し、地域協力によって達成された進歩に留意し、

機構的な枠組み（an institutional framework）の中で、これらの協力を推し進めるとの

決意を再確認し、

南アジア地域協力連合を設立する。

と規定している。

そして、憲章第1条は、SAARCの目的として、

- a) 南アジアの人々の福祉を向上させ、生活の質を改善すること、
  - b) 地域内で経済成長、社会発展、文化的発展を進展させ、すべての人々に尊厳をもって生活し、すべての可能性を発揮させる機会を与えること、
  - c) 南アジア諸国の自立を促進すること、
  - d) 相互信頼、相互理解、互いが抱える諸課題を互いに自覚し、促進すること、
  - e) 経済、社会、文化、科学技術分野で積極的に協力し、相互協力をすすめること、
  - f) 他の途上国との協力を強化すること、
  - g) 共通利益を持つ国際的な分野で、相互協力を強化すること、
  - h) 類似の目的を持つ国際的・地域的機構と協力すること、
- を規定している。

第2条は、SAARCの原則として、

1. 主権平等、領域保全、政治的独立、内政不干渉、相互利益の諸原則に基づき、協力をを行うこと、
  2. この協力は、二国間、多国間協力を阻害せず、それを補完するものであること、
  3. この協力は、二国間、多国間の規範と矛盾しないこと、
- を規定している。

そして第3条は、加盟国の首脳会談は毎年一回または、加盟国が必要と認めたときは、それ以上を行うことを定めている。

第4条は、外相会談について、次のように規定する。

1. 加盟国の外相会談は、次の役割を果たす。
  - a) SAARCの方針を策定すること、
  - b) SAARCの協力の進捗状況を検証すること、
  - c) 協力の新たな分野を決定すること、
  - d) 必要に応じて追加的な枠組みを定めること、
  - e) SAARCのその他一般的事項について決定すること、
2. 外相会談は、年2回実施する。加盟国の合意に基づき、さらに実施することもある。

第5条は、外務次官を構成員とする常設委員会について規定している。

すなわち、

1. 外務次官からなる常設委員会は、次の役割を担う。
  - a) 協力の計画（programme of cooperation）を評価し、調整すること、
  - b) 計画を承認し、その財政を策定すること、
  - c) 計画の優先順位を決定すること、
  - d) 地域的、外部的資源を配分すること、
  - e) 適切な研究、検討に基づき、新しい協力分野を決定すること、
2. 常設委員会は、必要に応じて開催すること。
3. 常設委員会は、外相会談に定期的に報告を行うとともに、必要に応じて政策の決定

に必要な資料を提供すること。

第6条は、技術委員会 (Technical Committee) について規定する。

1. 加盟国の代表から構成される技術委員会は、協力の各分野における計画を実施し、調整し、管理する責任を負う。
2. 技術委員会は、次の事項を取り扱う。
  - a) 合意された分野における地域協力の実現可能性及び見通しについて決定すること、
  - b) 計画を策定すること、
  - c) 各計画について、財政的決定を行うこと、
  - d) 予算案を策定すること、
  - e) 分野ごとの計画を実施すること、
  - f) 履行中の計画を管理すること、
3. 技術委員会は、常設委員会に定期的に報告することとする。
4. 技術委員会の委員長は、通常二年毎、加盟国のアルファベット順に持ち回りとする。
5. 技術委員会は、必要に応じて、とくに次の機関を活用することができる。
  - a) 国内の技術機関 (national technical agencies) の長の会合、
  - b) 特定分野における専門家の会合、
  - c) 地域に認められた専門機関と連携をとること、

第7条は、行動委員会 (Action Committee) について規定する。

常設委員会は、全加盟国中少なくとも2以上の加盟国が関係する計画の履行に関して、加盟国から構成される行動委員会を設置することができる。

第8条は、SAARC に事務局を設置することを規定する。

第9条は、予算について定めている。

1. SAARC の活動資金への各国の拠出は任意とする。
2. 各技術委員会は、計画を実施するために必要な予算を勧告する。
3. SAARC の活動に必要な充分な経費が域内で得られない場合には、常設委員会の同意を得て、外部からの適切な資金を導入することができる。

第10条は、一般的な条項 (general provisions) にかんするもので、

1. あらゆる決定は、全会一致によること、
  2. 二国間、および係争中の事項は、討議の対象から除外されること、
- を規定する。

このように、憲章は、SAARC の基本的性格を規定する。この中で、1) SAARC の目的は社会経済分野での地域協力を第一とする、2) 域外の途上国や SAARC と類似する国際機構と連携する、3) 加盟国の内政には干渉しない、4) 原則として、首脳会談は年一回、外相会談は年二回、外務次官からなる常設委員会は必要に応じて開催される、5) SAARC の運営に必要な経費の拠出は任意とする、6) あらゆる決定は全会一致とする、7) 二国間問題や係争中の問題は討議しない、などが特徴である。したがって、先行研究で見受けられる SAARC は安全保障や二国間問題 (とくにカシミールをめぐるインド・パキスタン対立) を討議しておらず、地域的国際機構としては不十分であるという批判は、もともと憲章がこれらの問題を取り扱わないと明確に規定している以上、的を得た議論ではない。

次に、SAARC が国際機構として具体的にどのような活動をしてきた・しているのか把握するために、首脳会談を、その成果である宣言文書に基づきながら考察する。

### 第三章 SAARC 首脳会談

前述のように、SAARC 首脳会談は憲章上、毎年 1 回開催することとされている。しかしながら、実際には、加盟国相互間の問題、とくに、カシミール問題に代表されるインド・パキスタン対立や国内問題のため、開催されなかった年もある。それでも、国際機構としての SAARC を考える上で、首脳会談をその成果である合意文書（宣言）<sup>(16)</sup>に着目しながら分析することは、決して無意味ではない。とりわけ、首脳会談を通時的に俯瞰した先行研究がほとんどない現状を念頭に置くのであれば、なおさらである。

#### 第三章 第一節 第 1 回首脳会談（1985年12月7～8日；ダッカ）

第 1 回首脳会談は、1985年12月7～8日に、ダッカで行われた。首脳会談終了後に発表されたダッカ宣言の要旨は、次のとおりである。

1. SAARC を設立する。
2. 各国は、首脳会談の定期的な開催が、各国の相互信頼および相互協力に資することを確認する。
3. 各国は、国連憲章と、主権平等、紛争の平和的解決、内政不干渉、領域の一体性と国家の政治的独立に武力を行使せず、威嚇もしないという諸原則を尊重することを再確認する。
4. 各国は、非同盟運動の目標を国際関係の重要な要素として引き続き有効なものであると再確認する。
5. 各国は、世界の人口の五分之一を占める南アジアが、貧困、失業、低い生産性、失業、人口圧力といった過去に起因する諸課題に直面していることを認める。そのうえで、各国は、社会的民族的（ethnic）文化的歴史的伝統に根ざす共通した多くの価値観によって、これら諸課題に適切に対応できると判断する。
6. 各国は、南アジアで地域協力を強化することは人々のより広範な参加を必要とすることを強調する。各国は、各国における様々なレベルにおける人々の接触を促進し、相互交流を拡大させることで合意した。
7. 各国は、平和と安定という環境においてのみ、各個別の目標が達成され、生活の質が向上されうることを確認する。この状況の下で、現在国際的な政治環境が悪化していることに懸念を表明する。とりわけ核軍拡の競争が予想以上に激化していることに憂慮の念を表明する。各国は、核実験、核兵器の製造と配備を完全に廃絶する道につながる CTBT の締結交渉を直ちに始めるよう核兵器国に呼びかける。

このように、第 1 回首脳会談は、1) SAARC を設立するほかに、2) 非同盟運動を推進することや、3) 南アジア各国は社会的、民族的、文化的、歴史的伝統を共有しており、地域協力を通じて、各国が直面する社会経済的課題を解決することが可能であることや、4) 核兵器国に核軍縮を促し、CTBT 締結交渉を早期に妥結することを呼びかけること、

等で意見の一致を見た。すなわち、SAARCは設立当初から地域内の社会経済的諸課題のみならず、核軍縮という全地球的規模での課題にも積極的に取り組む姿勢を明らかにしたのである。ただし、地域内の安全保障問題については、全く触れられていない。インドは、既に1974年に核実験を行っていたが、核軍縮の呼びかけはアメリカとソ連を念頭に行われており、インドの核問題には言及されていない。核軍縮への取り組みは、域内ではなく、全て域外に求めるといふこの方針は、その後も継続して採られることになる。

### 第三章 第二節 第2回首脳会談 (1986年11月17日；バンガロール)

第2回首脳会談は、1986年11月17日にバンガロールで行われた。会談後発表されたバンガロール宣言の要旨は次のとおりである。

1. 各国は、国連憲章と非同盟の諸原則、とりわけ、主権平等、領域的一体性、国の独立、武力不行使、内政不干渉、紛争の平和的解決の諸原則を厳守することによって、地域の平和、安定、親善、進歩を推し進めることを希望する。
2. 各国は、相互信頼、親善、相互理解がSAARCのもとでの協力に資することを強調する。各国の進歩と繁栄は、互いにとって利益となる。これはSAARC精神の支柱である。
3. 各国は、SAARCの基本的な目的は、南アジアの人々の福祉を増進し、生活の質を向上させ、地域内の経済発展、社会計画、文化的発展を加速し、全ての人々に尊厳ある生活を営み、能力を十分に発揮させる機会を提供することであることを再確認する。
4. 各国は、南アジアの諸国が古くからの文化的、社会的、歴史的伝統によって結び付けられていることを想起し、このことが社会的経済的諸問題をより効果的に解決するための地域協力の基盤をなしていることを確認する。
5. 各国は、地域協力が成功裏に行われるよう人々をさらに「地域協力へ」参加させることの重要性を再確認する。さらに、観光のみならず、研究者、芸術家、作家、専門職、企業家の定期的かつ頻繁な交流によって、地域の人々の交流を活発化させることが必要であることを強調する。
6. 各国は、外相会談がSAARC事務局を設置することにかんする覚書に署名したこと、および、外相会談がSAARC事務局をカトマンズに設置し、バングラデシュのアブル・ハサン (Abul Ahsan) 大使をSAARC初代事務局長に任命したことを歓迎する。
7. 各国は、あらゆる児童の求めることにこたえること (meeting the needs of all children) が人的資源開発の基本的手段であることを再確認する。したがって、児童は各国の開発計画の中で最優先に位置づけられなければならない。この文脈の中で、各国は国連児童の権利条約の早期妥結と批准を呼びかける。
8. 各国は、テロリズムが阻止され、地域から根絶されなければならないのであれば、SAARC加盟国間での協力が不可欠であることで合意した。各国は、テロリズムのあらゆる行為、方法、慣行 (practices) を犯罪として無条件で非難する。テロリズムが生命と財産、社会経済的開発、政治的安定、地域と国際の平和と協力に与える影響を厳しく非難する。
9. 各国は、国連憲章の目的と原則、および国連を支援し信頼することを、平和、軍縮、



開発の諸問題を議論する最も重要な国際的舞台であること、そして、国際的な政治経済関係に正義と公正をもたらす不可欠な道具として考えることを再確認する。

10. 各国は、非同盟運動の諸原則と目的を深く尊重し、非同盟運動が国際の平和を増進させ、開発を促進し、平等かつ公正な経済秩序を樹立し、あらゆる分野で国際的な協力を強化する上で果たしている歴史的役割を強調する。ハラレでの非同盟諸国会議の成功は、非同盟運動の強靱さと一体性と国際社会において非同盟運動が主導するようになったという、尊敬を改めて呈示している。
11. 各国は、平和、安全、国際法の尊重という環境が、各国の発展と安定にとって不可欠であることを確認する。軍拡競争、とりわけ核軍拡競争は、全人類のもっとも基本的な人権、すなわち生存権を脅かす程度にまで加熱している。
12. 各国は、CTBT 交渉の早期妥結を呼びかける。
13. 各国は、近年の多国間主義の退潮は、世界経済の環境変化に責任を持つ南北対話を再生させることによって、直ちに糺さなければならないことを呼びかける。

このように、バンガロール宣言は、1) 国連憲章と非同盟運動の諸原則によって、南アジア地域で平和、安定、発展を推進すること、2) SAARC の基本的な目標は、南アジア地域の人々の生活水準を向上させ、経済発展、社会計画、文化的発展を加速させることにあることを再確認すること、3) 研究者、芸術家、作家、専門職、企業家の相互交流を推し進め、観光業の拡大を促進すること、4) カトマンズに SAARC 事務局を設置すること、5) 児童を国家の開発計画の中で最優先に位置づけること、6) テロリズムを阻止するために相互協力を行うこと、7) CTBT 締結交渉の早期妥結を呼びかけること、などを謳っている。

これらの中で特筆すべきは、まず第一に域内観光の拡大である。ここでいう観光とは何であるのか、とりわけ宗教的行為である巡礼が含まれるか否か、明示されていないのである。南アジアには、ベナレス（ヒンドゥーの聖地；インド）、パトナ（仏教の聖地；インド）、ゴール（仏教の聖地；スリランカ）等宗教的な聖地が多数あり、巡礼団が国境を越えて移動する。こうした巡礼団が聖地への移動中や聖地での滞在中に、トラブルを起こすことが多々あり、国際問題になることがある。また、アヨーディア問題のように宗教問題が国内政治を不安定化させることもある。南アジアでは、巡礼の問題が国内政治に大きな影響を及ぼすことが多いのである。それゆえ、各国とも巡礼の問題には慎重に対応する。ここでいう「観光」に巡礼が含まれるかどうかという問題は、単なる文化交流の問題やヒトの国際移動の問題にとどまらず、政治の問題でもある。

第二に、児童の直面する問題を開発計画の中で最優先として位置づけるという指摘である。これに関しては、宣言のみならず、首脳会談や外相会談に関する文書に具体的内容にかかわる記述がなく、中身が明らかではない。たとえば、児童労働や学校（初等中等教育）、児童婚の問題が含まれているかどうか、極めて興味深い。

さらに、テロリズムの阻止のための相互協力が謳われていることも注目に値する。国際的に、テロリズムの問題が注目されるようになるのは、2001年のアメリカ同時多発テロ事件以降であり、1986年という早い段階から加盟国の内政に干渉しない SAARC が、機構をあげてこの問題に取り組んでいることは、特筆に値する。この点について、本論文の初めに紹介した伊藤融論文は、次のように指摘している<sup>(17)</sup>。

インドのカシミール・ムスリムであれ、スリランカのタミル人であれ、ネパールのマオイストであれ、反政府武装活動を展開するエスニック集団や革命勢力には、それぞれの中央政府により、ことごとく「テロリスト」のレッテルが貼られる。[中略] その結果、それぞれの中央政府が国内に抱える反政府武装活動は脱正当化される。SAARCにおけるテロ対策のための条約や宣言が、加盟各国の抱える国内紛争や矛盾を封じ込め、既存の国家枠組みの維持に寄与する規範としての意味をもってきたことは明らかである。

伊藤融論文のこの指摘は、必ずしも適切ではないように思われる。たとえば、インドの場合、少なくとも1986年の時点では、カシミールやパンジャブの武装分離勢力<sup>(18)</sup>は、テロリストではなく、過激主義勢力 (extremist ; aatankvaadii) と政府によって呼称されていた。カシミールの場合、武装闘争を行う分離主義勢力は、ミリタント (militant) と呼ばれていた。伊藤融論文では、政府は反政府武装勢力と一切の交渉をすることなく、徹底的に弾圧を加えたとの議論が展開されるが、実際には、政府は分離主義勢力と常に交渉の窓口を用意し、彼らの主張に耳を貸す政策を取り続けた。というのは、カシミールであれ、パンジャブであれ、分離主義勢力には、地元の民衆からの、ある程度ではあるが、支持があり、民衆の支持のない政策を取れば、政権を担う政党は、選挙によって、政権の座を降りることになるからである。すなわち、交渉相手がたとえ過激な分離主義勢力であっても、テロリストとは一切交渉しないという政策は、宗教や言語その他社会的文化的多様性に富んだインドでは、取ることが難しいのである。無論、法治国家である以上、犯罪行為は取り締まるが、民衆レベルでの社会的文化的多様性に端を発する様々な要求に耳をかたむけなければ、インドの国是の一つである多様性の中の統一 (unity in diversity) を維持することは不可能である。同様のことは、スリランカやネパールについてもいえ、政府は、反政府武装勢力との対話の窓口を常に確保している。

さらに付言すれば、南アジア各国の国内治安維持対策に、SAARC が言及されることはほとんどない。

このように考えると、SAARC の首脳会談において言及されるテロリズムとは、少なくとも1986年の時点では、加盟国の抱える国内政治における反政府武装勢力、分離主義勢力を念頭に置いたものではなかった。さらに、この時点では、テロリズムは国際的な注目を、今日ほど集めていなかったこともまた事実である。したがって、テロリズムとかテロリズム対策が、この時点で、具体的に何を意味していたのかは、明らかではないとしなければならぬ。

### 第三章 第三節 第3回首脳会談 (1987年11月4日；カトマンズ)

第3回首脳会談は、1987年11月4日にカトマンズで開催された。会談後発表されたカトマンズ宣言の要旨は次のとおりである。

1. 各国は、国連憲章の諸原則と目的に従い、遵守する。さらには、平和、地球的規模での開発、通常兵器の軍縮 (general disarmament) を持続させるために、普遍的な [相互] 信頼、[相互] 理解、そして行動をとるうえで、国連が重要な役割を果たしていると考ええる。
2. 各国は、非同盟運動の諸原則と目的に従い、遵守することを再確認する。各国は、また、南アジアにおける地域協力を強化・発展させることは、相互互惠、平等、共通

利益に基づく南南協力の精神を育むことに留意する。各国は、1987年6月〔9～13日〕にピョンヤンで開かれた南南協力に関する非同盟諸国閣僚級特別会議の成果に満足の意を表し、非同盟諸国およびその他の途上国に南南協力に関するピョンヤン宣言と行動計画を効率的に履行するよう呼びかける。

3. 各国は、世界経済が長期にわたり構造的不均衡（a structural disequilibrium）に陥っていると判断する。世界経済の発展の度合いは、低下している。物価の下落が継続している。途上国では、総輸出額の減少が貿易収支をさらに悪化させている。
4. 各国は、国際政治環境の悪化に懸念を表明する。国際政治環境の悪化は、大国による国連憲章の諸原則と目的を無視した、武力による威嚇あるいは武力行使、侵略、占領、干渉、経済的圧迫と介入への増大する依存のみならず、大国の政策や支配と介入といった行為による。
5. 各国は、軍事支出の激増が世界の発展を大きく妨げていることを確認する。この点において、各国は、軍縮と開発についての国連の会議が、軍縮と開発を明確に関連付け、この分野での今後の行動にとって重要な枠組みとなることに留意する。
6. 各国は、米ソ INF 条約の妥結を歓迎する。各国は、CTBT と化学兵器禁止条約の早期妥結を呼びかける。各国は、核軍拡競争を中止し、核兵器廃絶という目的を実現するよう継続して努力する意思があることを明らかにする。
7. 各国は、南アジア地域で、大規模な森林破壊を含む環境の悪化が急速に進行していることに深い懸念を表明する。さらに、洪水、干ばつ、地滑り、サイクロン、津波といった近年特に深刻な影響を及ぼし、人的被害を引き起こしている自然災害に南アジアが直面していることに留意する。
8. 各国は、カトマンズにおける第3回 SAARC 首脳会談の開幕に合わせて、SAARC オーディオ・ビジュアル交流計画が開始されたことに満足の意を表明する。
9. 各国は、南アジア食料備蓄（a South Asian Food Security Reserve）設立条約の署名に満足の意を表し、これが食糧不足や地域の食糧事情の改善に役立つことを確信する。
10. 各国は、SAARC 地域テロリズム防止条約（the SAARC Regional Convention on Suppression of Terrorism）署名を歓迎し、このことが地域におけるテロリズム阻止とテロリズム根絶に向けての歴史的第一歩であると考えている。
11. 各国は、SAARC 加盟国における子どもの状況についての第1回年次調査を歓迎する。各国は、各国の開発計画において、子どもが必要としていることを満たすことを最優先するというバンガロール宣言を再確認し、子どもの福祉のためにさらに強化した取り組みが必要であることを強調する。さらに、国連児童の権利条約の早期妥結・採択を再度呼びかける。
12. 各国は、南アジアの人々が民衆レベルで互いに意思を疎通しあい、協力したいという願望に留意する。SAARC の精神を發展させ、地域の計画を推進するうえで、研究者、NGO その他が、重要な役割を果たすことを確認する。
13. 各国は、地域の民衆が、SAARC の活動の主流を大いに占めることができるように、SAARC は民衆の必要性・ニーズと意向にさらに根ざすべきであるとの認識を共有する。

このように、カトマンズ宣言は、1) 加盟各国は、国連と非同盟運動を積極的に支援すること、2) 特に非同盟運動については、南アジアにおける地域協力が南南協力に資するものであること、3) 米ソ間の核軍縮の進展を歓迎し、CTBTや化学兵器禁止条約の早期発効を希望すること、4) 洪水、干ばつ、地滑り、サイクロン、津波その他の自然災害や環境問題に着目すること、5) SAARC 地域テロリズム防止条約を締結し、地域からテロリズムを根絶すること、6) 開発計画においては、子どもの問題を最優先とし、国連児童の権利条約の早期発効を求めることなどを骨子としていた。

これらのうち、非同盟運動への取り組みについては、その役割の重要性を強調し、地域協力が南南協力の推進に資すると評価している。しかしながら、SAARC という国際機構としての取り組みではなく、個別の SAARC 加盟諸国の取り組みが求められている。たとえば、1987年の南南協力に関する非同盟諸国閣僚級特別会議にしても、参加したのは SAARC 加盟各国であって、国際機構としての SAARC は参加していない。

テロリズム対策の問題については、カトマンズ宣言で、その対象が、南アジア地域内でのテロリズムであることが明確化された。SAARC 地域テロリズム防止条約が締結された。しかしながら、文書の上で、地域からのテロリズム根絶をいくら謳っても、その具体的内容は明らかではない上に、各国のテロリズム対策を見ても SAARC の決定を援用しているものはないのである。国際機構として SAARC が具体的にどのように取り組むのかも明らかではない。前述のように、やはり、SAARC のテロリズム対策の方向性は、不明であるとされなければならないであろう。

軍縮分野については、従来からの核兵器に加えて、化学兵器の禁止に取り組むことが明記された。化学兵器禁止条約が採択されたのは1992年、効力発生は1997年であることを考えると、SAARC の取り組みは先駆的である。

さらに、津波の脅威に1987年の時点で言及されたことも注目に値しよう。2004年のスマトラ島沖地震に際して津波が発生し、南アジア諸国でも甚大な被害が出た。国際機構として、SAARC はこの被害に適切に対応したとは思われないが、結果だけを見て SAARC は自然災害に対処していないと判断することは早計であろう。

### 第三章 第四節 第4回首脳会談 (1988年12月31日；イスラマバード)

第4回首脳会談は、1988年12月31日にイスラマバードで開催された。会談後発表されたイスラマバード宣言の要旨は、次のとおりである。

1. 各国は、互いに文化的、社会的、歴史的絆によって結び付けられており、豊かな人的、物的資源を活用できることに留意する。
2. 各国は、若者ボランティア計画、SAARC 講座、奨学金制度が成功裏に開始されたことにも満足の意を表す。各国は、教育が合意された協力の分野に含まれることを決定した。
3. 各国は、南アジア食料備蓄が、1988年8月12日に開設されたことに満足の意を表明する。
4. 各国は、SAARC 地域テロリズム防止条約が批准され、1988年8月22日に発効したことを歓迎する。これは、南アジア地域からテロリズムを根絶するという加盟国の切実な願望が重要な協力段階に到達したことを反映している。各国は、加盟国が同条約

- を履行するための〔国内的〕措置をできるだけ早く取ることと呼びかける。
5. 各国は、とりわけ若い世代における麻薬の濫用と麻薬取引の重大な影響が深刻化していることに重大な懸念を表明する。この害悪（evil）を根絶するための喫緊かつ効果的措置が必要であると判断し、1989年を「麻薬乱用と麻薬取引と闘う SAARC 年」と宣言する。
  6. 各国は、予期しえない洪水、サイクロン、地震のため、本年、バングラデシュ、インド、ネパール、パキスタンでかけがえのない生命が失われ、財産に甚大な被害が及んだことに深い悲しみと同情の念を表明する。
  7. 各国は、SAARC 加盟国において、子どもが置かれている環境の改善状況を再検討した。各国は、1989年に国連児童の権利条約<sup>(19)</sup>が1989年に採択されるよう呼びかける。各国は、1990年を「SAARC 少女年」と宣言することを決定した。
  8. 各国は、SAARC の人々の交流がより親密かつより頻繁に行われる必要があるとの必要性を強調する。まず手がかりとして、各国は、加盟国の最高裁判所裁判官および国会議員がビザなしで〔加盟国相互に〕渡航できる SAARC 特別旅券を発給することを決定した。
  9. 各国は、国連憲章の諸原則と目的、とりわけ、主権平等、領域の一体性、国の独立、武力による威嚇と武力行使の禁止、内政不干渉、あらゆる紛争の平和的解決、を遵守することを再確認する。各国は、国際の平和と安全を維持し、人類の進歩と繁栄を目的とした国際協力を促進するうえで、最も重要な機構として、国連を重視、尊重することを再確認する。
  10. 各国は、正義と公正を伴った開発を推進するのみならず、世界平和と調和を強化する重要な機構として、非同盟運動の諸原則と目的を遵守することを再確認する。そして、1988年にキプロスで開催された非同盟諸国閣僚級会合の成果に満足の意を表す。そして、同会合の決定が、緊張を緩和し、開発を促進することに資するよう希望を表明する。
  11. 各国は、軍拡競争が世界の発展を阻害する主要要因となっていると判断する。
  12. 各国は、米ソ INF 全廃条約を歓迎する。同条約が、戦略核兵器を劇的に削減し、宇宙における軍拡を阻止するための先駆けとなるよう希望する。CTBT と化学兵器禁止条約の早期署名を呼びかける。
  13. 各国は、多国間貿易に関するウルグアイ・ラウンドの枠内・枠外の両面にわたって、努めて多国間貿易制度を維持し、自由化する必要性を再確認する。
  14. 各国は、実効性のある新行動計画(the Framework of the Substantial New Programme of Action, SNPA) の枠組みの中で、低開発途上国に有利な資源移転の増強と特別措置の必要性を再度強調する。

このように、イスラマバード宣言は、1) 教育の分野でも協力を行うこと、2) SAARC 地域テロリズム防止条約批准を歓迎すること、3) 麻薬の濫用と不法取引を防止するための措置を講じること、4) 域内における人々の交流活性化策として、最高裁判所裁判官と国会議員の域内ビザなし渡航を認めること、5) 国連と非同盟運動の諸原則に従うこと、6) 核軍縮とりわけ米ソ間の核軍縮を歓迎し、CTBT と化学兵器禁止条約の早期署名を呼びかけること、などを骨子としていた。

これらのうちで、テロリズム対策については、南アジアからテロリズムを根絶すると謳い、各国にそのための国内的措置を取るよう求めているが、何をもってテロリズムとするのか、国内の少数派による自治拡大要求や分離要求をテロリズムの範疇にとどめるのか等について何ら明示されていない。さらに、国内立法についていえば、少なくともインドに関する限り、SAARCのテロリズム対策を援用して、テロリズム対策の立法措置が取られたことはない。たとえば、インドではテロリズム対策として、1985年にテロリスト及び破壊活動防止法 (Terrorist and Disruptive Activities (Prevention) Act, TADA) が施行され、数次の改正を経たが、SAARC 地域テロリズム防止条約にふれている条文はない。

麻薬問題への取り組みについては、麻薬の定義、とくに麻薬にアヘン、ケシ、大麻が含まれるかどうかに触れることなく、各国に対策を求めることとされている。南アジアでは、例えばインドのように少量であればアヘンの所持や大麻の栽培が認められることがある。確かに、世界的に見れば、アヘンや大麻は、全面的に合法であるとは認められない趨勢にある。しかし、地域の習慣で、これらの所持や栽培が条件付きで認められていることもある。世界的な潮流と、これと相いれない地域の習慣の折り合いをどうつけるのか、地域的国际機構として、SAARC はその役割を十分果たしていないように思われる。

域内の人的交流の活性化の方策として、最高裁判所裁判官と国会議員のビザなし渡航を認めることが明記された。域内の司法と立法を共通化する措置をとることなく、最高裁判所裁判官と国会議員の国境を越えた移動を認めることによって、SAARC は何を達成しようとしているのか、その目的は明らかではないのである。

テロリズム対策にせよ、麻薬対策にせよ、最高裁判所裁判官と国会議員のビザなし域内渡航自由化にせよ、地域協力の取り組みとしては、一見すると説得力があるかのような印象を受ける。しかしながら、地域の実態、実情に鑑みると、いわば、「絵に描いた餅」であり、実効性に乏しいことがわかる。

### 第三章 第五節 第5回首脳会談 (1990年11月21～23日；マレ)

第5回首脳会談は、1990年11月21～23日にマレで行われた。会談後発表されたマレ宣言の要旨は、次のとおりである。

1. 各国は、南アジアにおける平和と安定という目標は、相互理解、協力、良好な善隣友好関係を強化することによってもっともよく達成されることを再確認する。
2. 各国は、国連憲章と非同盟運動の諸原則、とりわけ、主権平等、領域の一体性、国の独立、武力不行使、内政不干涉、紛争の平和的解決の諸原則を厳守することによって、平和、安定、親善、進歩を促進するという願望を強調する。
3. 各国は、南アジアにおける子どもの状況を再検討し、最近行われた世界子どもサミットがこの分野における試みに新たな弾みをつけるものであることに留意する。各国は、少女の問題を重視するために、1991～2000年を「SAARC 少女の10年」とすることとする。
4. 各国は、麻薬不法取引と麻薬の濫用を撲滅するうえで、地域協力が進んでいることに満足の意を表す。麻薬不法取引と国際的な武器取引、テロリストの活動との間に相互関係ができてきたことに重大な懸念を表明する。
5. 自然災害と環境保護分野での研究が、この分野における実のある協力計画につながる

るという期待を表明する。

6. 各国は、環境問題が世界的関心事項になっていることを認識し、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が予測した、予期しえぬ気候変動を警告をもって受け止める。途上国が気候変動と海面上昇からの新しい挑戦に取り組むことができるように、国際社会に対して、追加的財政措置をとること、および、適切な技術を手に入れることができるようにすることを要求する。
7. 各国は、加盟国がテロリズム対策をとるに際して、貴重な資源を〔本来の目的とは異なるテロリズム対策に〕転用せざるを得ないことに懸念を表明する。各国は、SAARC 地域テロリズム防止条約を履行できるように追加措置を呼びかける。さらに、同条約に従って、引き続き協力するよう加盟国に呼びかける。
8. 各国は、医療目的だけではなく、途上国の長期的な食糧安全保障にとっても、バイオ・テクノロジーが極めて重要であることに留意し、〔地域〕協力が、この分野、特に種の保存と遺伝子保存の専門家の交流にまで拡大されるべきであると決定する。
9. 各国は、最近の〔ペルシャ〕湾岸における動向〔イラクのクウェート侵攻に端を発する湾岸危機〕を緊張緩和、協力、紛争の平和的解決という最近の潮流からきわめて残念ながら逸脱しているとみなす。この問題について、各国は、国連安全保障理事会決議を支持し尊重することを再確認する。この問題について、平和的解決の必要性を強調しつつ、各国は、イラク軍のクウェートからのすみやかかつ無条件の撤退と、クウェートの合法的政府の回復を求める。湾岸危機が、各国の経済に深刻な悪影響を及ぼしていることを確認する。出稼ぎ労働者の〔湾岸地域から本国への〕送金の急減、輸出への打撃、原油価格の上昇に伴う貿易収支の悪化による損失を補てんするために、国際的な大規模な支援が必要である。
10. 各国は、〔米ソ〕両大国間での軍縮交渉が、核兵器廃絶につながる大幅な核兵器削減条約の締結に結びつくよう期待を表明する。化学兵器の禁止と CTBT の早期締結への支持を表明する。
11. 各国は、途上国にとって国際経済環境が不公正な資源配分、高い貿易障壁、重大な対外債務、高い金利によって特徴づけられていることに懸念を表明する。

このようにマレ宣言は、1) 国連と非同盟運動を支持すること、2) 社会経済分野では子どもの問題に取り組むこと、3) 麻薬問題〔麻薬の濫用と不法取引〕と国際的な武器不法取引、テロリストの活動との間につながりがあると指摘したうえで、麻薬問題で地域協力を進めること、4) 気候変動問題に協力して取り組むこと、5) SAARC 地域テロリズム防止条約に基づき、地域内テロリズム対策で協力すること、6) 湾岸危機に関しては、イラク軍のクウェートからの無条件撤退を求めるとともに、国連安保理主導でこの問題の解決を要求すること、7) 米ソ核軍縮を支持すること、などを骨子とした。

これらのうちでは、まず麻薬問題と武器不法取引やテロリズムとの結びつきが注目される。これまで、SAARC は、麻薬問題と武器不法取引、テロリズムの問題を分けていたが、マレ宣言で初めて明示的に結びつけたのである。ただし、麻薬やテロリズムの定義が各国ごとに異なっており、この相違を埋めたうえでなければ、実効性のある対策を打ち出すことはできない。すなわち、SAARC は理念の上では合意を見たが、実際の政策の面では、合意を見ていないのである。

次に湾岸危機への対応である。

周知のように、湾岸危機とは、1990年8月2日にイラク軍がクウェートに侵攻、8月8日にイラク政府がクウェート併合を発表したことに端を発する国際紛争である<sup>(20)</sup>。

当時インドは、原油の輸入量の40%がクウェート産であり、約18万5千人のインド人出稼ぎ労働者がクウェートに居住していた<sup>(21)</sup>。湾岸危機のため、これらのインド人はクウェートに足止めされ、インドのV. P. シン首相は、同年8月から10月にかけてインド国営航空機をクウェートとインド間で運行させ、約16万人をインドに帰国させた。国連安保理は、8月2日にイラクに対してクウェートからの即時無条件撤退を求める安保理決議660を採択、さらに8月6日には国連全加盟国に対してイラクへの全面禁輸の経済制裁を行う決議661を採択したものの、イラクは徹底に應ぜず、国際的な緊張が高まった。

V. P. シン首相は、イラクのクウェート侵攻を非難し、クウェートからのイラク軍の無条件即時撤退を求めたものの、クウェート在住インド人のインド本国への送還以外には何ら対策をとりえなかった。同地域への出稼ぎ労働者からインド本国への仕送りが停止した。安保理決議661が採択されると、インドはイラクからも原油を輸入できなくなり、インドは国連に経済的支援を要請した<sup>(22)</sup>。

1991年1月17日の多国籍軍のイラクへの爆撃（いわゆる湾岸戦争）の直前、V. C. シュクラ外相とディブビジャイ・シン副外相は関係する数カ国を歴訪し、危機の平和的解決を模索したが、結局何らの解決にも至らなかった<sup>(23)</sup>。会議派のラジーブ・ガーンディーは、アメリカ主導の多国籍軍ではなく国連軍を編成すること、および、イラク軍がクウェートから撤退することを国際社会に提案したが、この試みも実現しなかった。

さらに、湾岸戦争開始直前の1991年1月9日から米軍機が給油のためにボンベイ空港を利用するようになると、会議派、ジャナタ・ダルなど野党は、チャンドラシェーカール政権が、アメリカと「同盟」を締結したとして、激しく政権を非難した。BJPは、インドは国連を支援すべきであるから、多国籍軍も支援の対象となると主張し、チャンドラシェーカール政権を擁護した<sup>(24)</sup>。こうして、ジャナタ・ダル政権は、米軍機給油問題、イラク・クウェートからの原油輸入の途絶、クウェートへのインド人出稼ぎ労働者からの送金途絶によって政権運営が行き詰まるのであった。

これらのことから明らかなように、湾岸危機がインドに与えた影響は極めて大きい。インドの打ち出したアメリカ主導の多国籍軍ではなく国連主導による解決を、という解決策は、マレ宣言と一致する。しかし、多国籍軍にバングラデシュとパキスタンが参加したことで、マレ宣言の枠組みは崩れてしまった。バングラデシュとパキスタンも湾岸地域に出稼ぎ労働者を派遣しており、経済的側面に着目すれば、インドと大きな違いはない。湾岸危機は、類似した経済的条件を持つ南アジア諸国であっても、地域機構の政策・方針が、加盟諸国の実際の政策に反映させることが困難であることを示す好事例となった。

### 第三章 第六節 第6回首脳会談（1991年12月21日；コロンボ）

第6回首脳会談は、1991年12月21日に、コロンボで開催された。会談後、コロンボ宣言が発表された。その要旨は、次のとおりである。

1. 各国は、主権平等、すべての国の独立と領域的一体性の諸原則を尊重し、武力の不行使、紛争の平和的解決と内政不干渉の諸原則を厳守して、相互互恵の精神で、国民



- の利益のため、地域協力を推進することを確認する。さらに、国連憲章と非同盟運動の諸原則を尊重することも確認する。
2. 各国は、国際経済の相互依存を見極め、南北対話を推進することの必要性を強調する。各国は、SAARC 加盟七カ国の経済見通しに深い影響を与える国際的な開発関係を激変させる最近の動向に留意する。各国は、国際経済環境の悪化を補うべく、南南経済協力を強力に推し進める必要性を強調する。
  3. 各国は、解決に向けての努力にかかわらず未解決のまま残された問題同様、特にパレスチナ問題とアパルトヘイト全廃問題に留意する。
  4. 人権問題については、各国は、市民的政治的権利と、経済的社会的権利が、相互補完的な関係にあり、等しく重要であることに留意する。それゆえ、人権問題は、狭い排他的な政治問題として捉えられるべきではない。この文脈の中で、各国は、[政治的に] 安定した状況の中、つまり、全ての人が人権を享受できることが保証される状況において、全ての人が開発を希求することを通じて、加盟国がそれぞれの国にあったやり方で人権を保障する姿勢を示す必要性を強調する。各国は、民主主義、人権、法の支配を遵守することを再確認し、開発が国際的な関心事項の中核に位置付けられることの重要性を強調する。
  5. 各国は、全ての南アジア諸国で貧困軽減が最優先であると認識する。もし南アジアの基本的需要が満たされ、経済成長に用いられるのであれば、南アジアの貧困は巨大な潜在的可能性であることを確認する。これは、貧困とは潜在力を秘めたもので、開発の主流に必ず結びついているということを前提とする。
  6. 初等教育が、貧困との闘いと開発推進の最優先に位置づけられていることに深く留意し、各国は、2000年までに6～14歳のあらゆる児童に初等教育を受けさせるという目標を掲げることの重要性を再確認する。
  7. 各国は、域内諸国全てが等しく貿易拡大の恩恵を受けられるように、域内貿易の自由化を支援すると宣言する。各国は、SAARC 加盟国間での貿易自由化のための措置が促進される機構的枠組みを策定するよう経済協力委員会（Committee on Economic Cooperation）<sup>(25)</sup>の勧告に基づいて政府間グループ（the Inter Governmental Group, IGG）を設置することに合意する。さらに、1997年までに SAARC 地域貿易協定（SAPTA）を設置するというスリランカの提案も検討すべきである。
  8. 各国は、地球環境の悪化が世界の関心事項となっていることに留意する。環境保全は、人類全体にとって共通の喫緊の課題であるが、この問題についての主な責任は、先進国にある。というのは、汚染物質の大半は、これら先進国から排出されており、[環境問題への] 適切な能力も先進国の方が [途上国よりも] 有しているからである。
  9. 各国は、自然災害の原因と結果、および環境保護、環境保全についての地域的調査（Regional Study on the Causes and Consequences of National Disasters and the Protection and Preservation of Environment）が完了したことに満足の意を表する。各国にたいして、災害対応能力の向上と、環境保護保全のための特別行動計画をとるべく、域内協力を推進するよう呼びかける。
  10. 各国は、1991～2000年を SAARC 少女の10年とする行動計画が採択されたことを歓迎する。この間、毎年行動計画の履行状況について、検討報告を外相会談に求める。

11. 各国は、すべての加盟国の安全と安定に影響を及ぼす地域内テロリズムの拡散に重大な懸念を表明する。そして、テロリズムのあらゆる行動や方法を犯罪として無条件に非難する。もし、テロリズムが地域内で封じ込められ、根絶されるべきであれば、SAARC 加盟国間の協力は不可欠であると確認する。これに関連して、各国は、SAARC 地域テロリズム防止条約に従ってあらゆる必要な措置を取るよう加盟国に要求する。
12. 各国は、麻薬不法取引および麻薬濫用問題への取り組みにおいて、地域協力が進展していることに満足の意を表明する。麻薬不法取引、国際的な武器不法取引、テロリストの活動の間に関連性が增大していることに重大な懸念を表明する。
13. 各国は、地域協力の過程で、南アジアの人々をより一層取り込むことになった、SAARC パンガロール首脳会談、カトマンズ首脳会談の重要な提言を再確認する。このような取り組みを承認する基準の策定を進めるよう常設委員会に呼びかける。
14. 各国は、マレ宣言が、バイオ・テクノロジー分野における協力を組織化することを決めたことを想起し、この分野での協力を進める重要な段階となる各国における研究開発拠点を組織化する提案<sup>(26)</sup>を歓迎する。

このように、コロombo宣言は、1) 国連と非同盟運動を支持し行動すること、2) 南北対話と南南協力を推進すること、3) パレスチナ問題とアパルトヘイト全廃問題に留意すること、4) 人権問題への取り組みについては、国内の政治的安定性の確保を前提に対応すること、5) 初等教育を貧困対策と開発推進の主体として位置づけること、6) 域内貿易を自由化し、SAPTA を1997年までに設立すること、7) テロリズム対策、麻薬不法取引、自然災害対策等の諸課題に協力して取り組むこと等を定めている。

このうち、非同盟運動、南北対話、南南協力への積極的取り組みについては、1989年に米ソ冷戦が終結し、1991年にソ連邦が解体した後の国際関係にあっても堅持されていることが注目に値する。すなわち、冷戦とソ連邦の解体によって、国際的に非同盟運動に対する関心が急速に薄れていったが、SAARC は国連と並んで非同盟運動を国際機構として冷戦終結以前同様に重視してきた。そして、非同盟運動への積極的なかわりには、この後も続くのである。無論、冷戦終結、ソ連邦解体後の非同盟運動の果たした役割については、別途検討を加える必要がある。しかしながら、SAARC が冷戦終結、ソ連邦解体後の国際関係の中で、その独自性、主体性を発揮するよすがの一つとして、非同盟運動を重視してきたことは注目に値しよう。

そして、SAARC は、取り組むべき国際問題として、パレスチナ問題とアパルトヘイト全廃問題を初めて明示した。アパルトヘイト全廃問題は、南アフリカにおいて1994年4月にアパルトヘイト自体が完全に撤廃され、その目標を達成しえた。パレスチナ問題については、1991年の時点ではSAARC はその方向性を打ち出していないが、その後、パレスチナ、PLO 寄りの立場を鮮明にしてゆく。

SAPTA の設立については、その後1993年4月にSAPTA 協定が締結され、1995年12月に発効することによって実現した。しかしながら、SAPTA の目的はあくまでも域内貿易の自由化と経済面での地域協力の促進であり、市場の統合ではない。

このように、本章では、発足から1991年12月までの、いわば揺籃期ともいえる時期のSAARC の活動を首脳会談に焦点を当てて分析した。次に、この時期のSAARC の活動か

ら明らかになった、SAARC が達成したことと、達成できなかったことを明らかにしつつ、この時期の SAARC にはどのような特徴があったのかという本論文冒頭に設定した課題への解答を試みたい。

#### 第四章 小括

本章では、前章までの考察を踏まえて、SAARC が達成したことと、達成しえなかったことを明らかにしつつ、第一期における SAARC にはどのような特徴があったのかという課題に答えることにしたい。

##### 第四章 第一節 SAARC が達成したこと

第一期において SAARC が達成したことは、まず第一に、地域協力機構としての SAARC を発足させたことである。前述のように、SAARC の前提となったのは1980年5月にジアウル・ラーマンバングラデシュ大統領が地域協力のための枠組みを提唱したことに端を発するが、南アジアではインドの存在が政治的経済的のみならず社会的文化的に見ても突出して大きく、インド自身、地域内協力に必ずしも積極的ではなかった。とりわけ、安全保障面での地域協力については、内政干渉や二国間主義への影響を恐れるインドは消極的であった。そこで、インドの警戒感を軽減するために、安全保障以外の領域、すなわち、当初は農業、農村開発、通信、気象、公衆衛生、後になるとこれらに加えて、運輸、郵便、科学技術といった社会経済領域における地域協力を行うこととなったのである。SAARC の協力領域から安全保障が除外されたのは、このような経緯によるもので、地域協力を勧めたいバングラデシュと、地域協力に慎重なインドとの間の、いわば、妥協の産物であった。

SAARC が達成したものの第二は、テロリズム対策への地域協力である。前述のように SAARC は、SAARC 地域テロリズム防止条約を締結したものの、テロリズムの明確な定義はなされていない。これは、加盟国間で、定義について暗黙の合意があったというより、定義について見解の一致を見なかったとすべきであろう。というのは、テロリズムの問題は SAARC が協力の対象外とする安全保障の問題と深くかかわることもさることながら、国内の政治や経済、文化、特に宗教と密接に関連するからである。南アジアでは、パンジャーブやカシミール、タミル人、ムハージルといった諸問題は、国内の社会文化的多様性に根ざすものが多く、多民族国家からなる南アジアでは、その対策は決して一様ではない。それゆえ、地域が一体となって、これら諸問題に取り組むことはきわめて難しいのである。しかしながら、他方、南アジア諸国は、多様性に端を発するこれらの諸問題に取り組む必要もあった。各国は、これら諸問題、特に分離主義運動をテロリズム活動と規定して対応（多くの場合は、弾圧）した。そこで、テロリズムの定義について一致した見解を打ち出すことの困難さと、テロリズムの活動に対応することの必要性の妥協の産物として、定義を明示しない形でのテロリズム対策の協力が行われるようになった。当然のことながら、このような協力は、地域協力として何ら具体的な成果も生みだすことはできない。

そして第三に、開発のためには貧困対策が必要であり、そのためには子どもの問題、と

りわけ初等教育が求められるという認識を共有するようになった。ただし、教育で「何を」「どのように」教えるのかについての協力は、この段階では合意されていない。

そして第四に、最も重要なことは、SAARCの目標が統合ではなく協力であることが確認され、社会経済分野における協力が具体的に定められ、少しずつ実行に移されたことである。特に子どもの問題と人的交流については、たとえば2000年までに6～14歳のすべての子どもに教育を受けさせることなどの具体的な成果が提示された。

さらに、SAARCは南アジアという一地域だけではなく、国際的な核軍縮やパレスチナ問題、アパルトヘイト全廃問題といった域外の諸問題も視野に入れていることも、SAARCが達成したことの一つとして数えられる。

#### 第四章 第二節 SAARCが達成できなかったこと

SAARCが達成できなかったこととして、まず第一に、加盟国の社会経済的多様性と深くかかわる諸問題、たとえばテロリズム対策について、具体的な成果を出すことができなかったこと、をあげることができよう。

また、加盟国間の社会経済的不均衡・格差、例えば、インドのGDPとバングラデシュのGDPは等しくないこと、を解消する試みもなされていない。このような格差を放置した状態で、SAARCが実効性のある地域協力をなしうるのか疑問が残る。

このように、様々な困難を抱えながらも、多様性に富んだ南アジア諸国は、一つの地域機構を作り上げ、地域協力への第一歩を踏み出した。しかも決して排他的な地域ブロックを指向せず、核軍縮やパレスチナ問題、アパルトヘイト廃絶問題のような国際的、地域的問題にも十分な配慮を見せた。これこそが、第一期におけるSAARCの特徴であろう。

#### 註

- (1) 伊藤融、「地域協力の鍵を握るインド—SAARC、環インド洋、BIMSTEC—」(山影進、広瀬崇子編著、『世界政治叢書第7巻南部アジア』、ミネルヴァ書房、2011年、257-272ページ。)
- (2) 同論文、257ページ。
- (3) 同論文、258ページ。
- (4) 同論文、258ページ。
- (5) 同論文、259ページ。
- (6) 同論文、260ページ。
- (7) 同論文、262ページ。
- (8) Amera Saeed, 'SAARC and New Realities in the Indian Ocean Region' in Iftekharuzzaman ed., *Regional Economic Trends and South Asian Security*, New Delhi, 1997, pp. 146-175.
- (9) Iftekharuzzaman, 'Institutional Sources of Conflict and Opportunities for Cooperation under the Aegis of SAARC' in D.D. Khanna ed., *Sustainable Development: Environmental Security, Disarmament and Development Interface in South Asia*, New Delhi, 1997, pp. 105-132.

- (10) Mahendra P Lama, 'SAARC Integrated Programme of Action: Towards More Effective Cooperation' in *South Asian Survey*, Vol. 5, No. 1, 1998, pp. 39-56.
- (11) *Ibid.*, 特に39-42ページを参照。
- (12) Sangeeta Thapliyal, 'Potential For Cooperation in South Asia: The Need for a Sub-Regional Approach' in *South Asian Survey*, Vol. 6, No. 1, 1991, p. 52.
- (13) 伊藤融、前掲論文、259ページ。
- (14) 同論文、259ページ。
- (15) ここで、多民族国家における少数民族の自決や分離の問題が論点になりうるが、憲章やあとで触れる首脳会談でこの問題について触れられたことはない。
- (16) 以下の合意文書（宣言）の各正文は、SAARC のウェブサイト掲載のものによる。
- (17) 伊藤融、前掲論文、261ページ。
- (18) インドからの分離を意味する。たとえば、パンジャーブのカーリストーン運動など。
- (19) 国連児童の権利条約が、実際に採択されたのは、1989年であり、効力が発生したのは1990年である。
- (20) 後の湾岸戦争に際しては、バングラデシュとパキスタンが多国籍軍に参加している。
- (21) インドの湾岸危機への対応については、J. Mohan Malik, 'India's Response to the Gulf Crisis' in *Asian Survey*, Vol. 31, No. 9, 1990, pp. 847-861を参照。
- (22) *UN Document, S/21711*, September 5, 1990.
- (23) *Times of India*, January 21, 1991.
- (24) J.K. Banal and J.N. Mohaty, *India and the Gulf Crisis*, New Delhi, 2001, pp. 374-375.
- (25) 経済協力委員会が、SAARC の機構においてどのように位置づけられているか、とくに、常設委員会とどのような関係にあるのかについては、明らかではない。
- (26) 提案を行う主体は不明である。

#### 主要参考文献

- 伊藤融、「地域協力の鍵を握るインド—SAARC、環インド洋、BIMSTEC—」（山影進、広瀬崇子編著、『世界政治叢書第7巻南部アジア』、ミネルヴァ書房、2011年、257-272ページ。）
- Amera Saeed, 'SAARC and New Realities in the Indian Ocean Region' in Iftekhharuzzaman ed., *Regional Economic Trends and South Asian Security*, New Delhi, 1997, pp. 146-175.
- Iftekhharuzzaman, 'Institutional Sources of Conflict and Opportunities for Cooperation under the Aegis of SAARC' in D.D. Khanna ed., *Sustainable Development: Environmental Security, Disarmament and Development Interface in South Asia*, New Delhi, 1997, pp. 105-132.
- Mahendra P Lama, 'SAARC Integrated Programme of Action: Towards More Effective Cooperation' in *South Asian Survey*, Vol. 5, No. 1, 1998, pp. 39-56.
- J. Mohan Malik, 'India's Response to the Gulf Crisis' in *Asian Survey*, Vol. 31, No. 9, 1990, pp. 847-861.
- Sangeeta Thapliyal, 'Potential For Cooperation in South Asia: The Need for a Sub-Regional

Approach' in *South Asian Survey*, Vol. 6, No. 1, 1991, p. 52.

J.K. Banal and J.N. Mohaty, *India and the Gulf Crisis*, New Delhi, 2001.